

期日報告書

平成30年9月20日

下記事件につき、第7期日が開かれた。

記

1 弁論期日について

【受任事件】平成29年(行ウ)第232号 損害賠償請求事件

【係属裁判所】東京地方裁判所家事第51部2D係

【弁論期日】平成30年9月20日午後4時～4時30分

419号法廷

【出廷】裁判官 清水知恵子(裁判長)、村松悠史(右)和田山弘剛(左)

原告 (本人)

被告

【進行】被告 第3準備書面

原告 甲43～44号証提出

(原本持参、同一物か照会。基本は書類は裁判所と被告へそれぞれ郵送)

裁判長 代理人が辞任したということだが、後任を探すのか。

原告 その方向でやっているが、できている準備書面もある並行して進めたい。

裁判長 被告は樋口ブログが信用できないと述べているが、本人が書いたかどうか争うのか。

被告 そこはちょっと考えさせてもらいたい。

裁判長 難しい話ではない。樋口ブログが本人のものかどうかで争うかということだ。

被告 本人が書いたか、その点では争わない。

裁判長 そのことを調書に残してよいか。それとも書面で改めて出すか。

被告 書面を出したいと思う。

被告 田中弁護士の退院は12/20予定である。12/21が本会議終了である。

裁判長 それでは、原告は被告の準備書面に反論してもらい、提出は期日の一週間ぐらい前ということをお願いしたい。

原告の書面提出期限は12月18日(水)、準備書面(5)。

次回期日は12月25日(火)午後3時

と指定する。

(開廷日は、火、木で木が中心)

2 今後の展開

☆こちらが被告準備書面3に反論するものとして準備書面(5)を提出する。

☆引き続き追加して提出すべき、原審の証拠書類を検討し提出する。

☆以下について提出の順番を検討する。(順に)

1. 準備書面への反論。前々回の漏らしも含める。
2. 「事実経過一覧表」(時系列の整理、調書添付せず書証とはしない。最終的に事実主張書面へ)
3. 代表者会議読み下し(発言録と議事録、会議録(解釈筆記))
4. 準備書面(故意又は重過失の立証)
5. 争点整理案(一度整理されると残りは読まれない。勝つため裁判所より先に出す弁護士もいる)

以上